

社会資本整備総合交付金（仮称）について

【平成 22 年度予算 2. 2 兆円（一般会計）】

1. 概要

- ・ 活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画（仮称）に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。
- ・ 社会資本整備総合交付金（仮称）は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設。

2. 基本的な仕組み

- ・ 地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画（仮称）を作成し、国に提出。
- ・ 国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して、交付金を交付。
- ・ 計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。

3. 特長（従前の補助金との違い）

- （1）これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- （2）計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- （3）基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるソフト事業についても、創意工夫を生かして実施可能

4. 交付対象

地方公共団体

5. 交付期間

おおむね 3～5 年

6. 交付対象事業

(1) 基幹事業

地方公共団体が作成する社会資本総合整備計画（仮称）の目標を実現するため、基幹的な事業として実施する次の政策分野ごとの事業

(政策分野)	<基幹事業>
① 活力創出基盤整備	道路、港湾
② 水の安全・安心基盤整備	治水、下水道、海岸
③ 市街地整備	都市公園、市街地整備、広域連携、従来のまちづくり交付金対象事業 等
④ 地域住宅支援	住宅、住環境整備

(2) 関連社会資本整備事業

基幹事業と一体的に実施することが必要な各種の社会資本整備事業

(3) 効果促進事業

- ・ 基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事務・事業
ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等を除く。
- ・ 全体事業費の20/100以内

7. 単年度交付限度額

単年度交付限度額

$$= \text{基幹事業分} + \text{関連社会資本整備事業分} + \text{効果促進事業分}$$

(事業費×国費率※) (事業費×国費率※) (事業費×国費率※)

※現行の事業で適用される国費率を基本（対応する事業がない場合は1/2）

8. 継続事業の取扱い（経過措置）

既存の補助金や交付金により実施してきた事業で、平成22年度も継続して行う事業については、原則として、新たに社会資本総合整備計画を提出することなく、既存の補助要綱等の内容や手続に準じて交付金を交付できるものとする。

地方公共団体向け補助金のうち個別補助金として残すもの

- 過年度の国庫債務負担行為の歳出分及び補助率差額
(約1,356億円)

- 特に規模が大きな事業であって国が個別に助成の有無を判断すべきもの（空港、地域高規格道路、ダム、大型岸壁等の整備）
(約1,032億円)

- 事前に計画しておくことが困難な災害対応のための経費
(約462億円)

- 家賃補助、調査費補助、国有資産所在市町村交付金等社会資本整備のための補助金ではないもの等
(約251億円)

計 約3,101億円